

# 美濃加茂市清流の国ぎふ移住支援事業補助金

## 補助金の内容

### 岐阜県外から美濃加茂市に移住し就業等をする 39歳以下の世帯に対して支援金を補助

補助金額： **基準** 30万円 **加算** 子1人につき5万円加算

※上限50万円（子は最大4人分まで補助）

**本支援金は、予算に限りがありますので、  
申請をご検討の際は、必ず事前にお問い合わせください。**

## 主な要件

- 申請者が39歳以下かつ申請者を含む2人以上の世帯員を有すること
  - 転入する直前の5年間、岐阜県以外の都道府県に在住していたこと
  - 本市に、補助金の申請日から5年以上継続して居住する意思があること
  - 転入後、就業またはテレワーク(継続)もしくは起業を行うこと
- ※本市への転入が、転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更に伴うものではなく、地方で生活し、働くことを自らの意思で選択して行われたこと
- 転入後、自治会に加入し地域活性化に寄与すること

①その他、詳しくは裏面のチェックリストおよび要綱を**必ず**ご確認ください→

## 必要書類

★・・・指定様式有

申請時に必要なもの	就業	起業
補助金等交付申請書★	○	○
実施計画書★（様式第1号）	○	○
就業証明書★（様式第2号）	○	
岐阜県内で法人登記又は個人事業の開業の届出をしていることが分かるもの		○
移住元の住民票の除票または戸籍の附票などの岐阜県以外の都道府県に5年以上住んでいたことが分かる書類（申請者本人分）	○	○
美濃加茂市の住民票（世帯員全員分）	○	○
身分証明書（申請者本人分）	○	○
交付決定後に必要なもの	就業	起業
補助金等交付請求書★	○	○
通帳またはキャッシュカードの写し	○	○
移住者実態把握調査アンケート	○	○

下記の項目に全て当てはまる場合、移住支援金の対象となる可能性があります。  
担当窓口へご相談ください。

【美濃加茂市まちづくり課まちづくり係

電話：0574-25-2111（内線447）】

## 移住支援金の対象者チェックリスト

### （申請者）

- 次のいずれにも該当する。
  - 美濃加茂市に住民票を移す直前の5年間、連続して5年間岐阜県以外の都道府県に在住していた
  - 令和5年4月2日以降に美濃加茂市内に転入した
  - 移住支援金の交付申請時において、市内への転入後1年以内である
  - 移住支援金の交付申請の日から5年以上継続して市内に居住する意思がある
  - ⇒ **5年以内に転出した場合、支援金の返還対象となりますのでご注意ください。**
  - 市内への転入が、転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更に伴うものではなく、地方で生活し働くことを自らの意思で選択して行われたものである
  - 申請日の属する年度の4月1日時点で、申請者の年齢が39歳以下であり、かつ申請者を含む2人以上の世帯員を有する
  - 転入後、週20時間以上の無期限雇用契約の就業またはテレワークもしくは起業を行う
  - 移住支援金の交付申請時において当該法人等に在職している
  - 移住支援金の交付申請の日から5年以上継続して勤務する意思がある
  - 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有する
  - 市税等の滞納がないこと

### （申請者及び世帯員）

- 次のいずれにも該当する。
  - 美濃加茂市東京圏からの移住支援金、美濃加茂市林業就業移住支援金を受けていない
  - 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない

### （世帯及び子育て加算の要件）

- 移住元において申請者を含む2人以上の世帯員が同一世帯に属している
- 移住支援金の交付申請時において、申請者を含む2人以上の世帯員が同一世帯に属している
- 申請者と同一の世帯に属している者のいずれかが、令和5年4月2日以降に美濃加茂市に転入した
- 申請者と同一の世帯に属している者のいずれかが、移住支援金の交付申請時において転入後1年以内である
- 18歳未満の世帯員を帯同する場合、申請日が属する年度の4月1日時点において当該世帯員が18歳未満である

### （交付決定後には次の条件が付されます）

- 自治会に加入をして、地域活性化に寄与すること
- 岐阜県または美濃加茂市が実施する移住定住施策の協力をすること
- 移住支援金の交付申請時から移住5年目までの各年、現況調査に応じること

## 申請から交付までの流れ

